

個人情報の取扱いに関する規約

第1条（個人情報の収集、保有、利用）

1. 申込者等（契約予定者、契約者、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ）は、本契約を含む、株式会社オークサービス（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。（1）申込者等が所定の与信調査票契約書及び諸変更届に記載した申込者等の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・勤務先（お勤め先内容）・家族構成・住居状況等の情報（本契約締結後に申込者等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）（2）本契約の種類・申込日・契約日・商品名・契約額・契約期間・支払回数・支払額・振替口座等本契約の内容に関する情報（3）本契約に関する利用残高・月々の返済状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報（4）申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した申込者等の資産・負債・収入・支出及び当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況（5）本契約に関し当社が必要と認めた場合に、申込者等の運転免許証・パスポート等本契約を行う者が本人であることを確認するために得た情報。
2. 当社が本契約に関する与信業務の一部または全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本条第1項により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあります。
3. 申込者等は、当社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務、回収業務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護を講じた上で、本条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
4. 申込者等は、当社が本契約に基づく債権を、債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社等に譲渡（証券化等による移転を含む）する場合、当該債権の管理・回収、および譲渡に関する判断のために必要な範囲内で、申込者等の個人情報が債権譲渡先に提供・開示され、譲渡先において利用されることに同意します。
5. 申込者等は当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、本契約に基づく債権の回収業務を委託する場合、申込者等の個人情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、契約内容、支払状況等）が、同社との間で、管理および回収のために必要な範囲内で相互に提供され、利用されることに同意します。

第2条（個人情報の与信判断及び与信後の管理目的以外の利用、提供）

申込者等は、当社が与信判断及び与信後の管理の目的以外に、次の各号の目的のために個人情報を利用することに同意します。

1. 当社の貸金事業における宣伝物、印刷物の送付等の営業案内のために利用する場合

- 2.当社の貸金事業における市場調査、商品開発活動のために利用する場合
- 3.当社の貸金事業における商品開発又はお客様満足度向上のため、アンケート調査を実施する場合 ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットのホームページ、支店窓口等でのパンフレットの備付け・配布）によってお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関への登録、利用）

- 1.当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者等および当該申込者等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- 2.申込者等及び当該申込者等の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が当社の加盟する個人信用情報機関に下記に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目/会社名

株式会社シー・アイ・シー

本契約に係る申し込みをした事実・・・当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実・・・契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実・・・契約期間中及び契約終了後5年間

- 3.当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約中期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 4.当社が加盟する個人信用情報機関（(株)シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

（1）全国銀行個人情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/imdex.html>

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名の詳細は、上記の同社ホームペ

ージをご覧ください。

(2) 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5.本条第3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

（株）シー・アイ・シー

氏名、生年月日、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び申込者等に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報。

第4条（法令等に基づく個人情報の提供・利用）

申込者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要があると当社が判断した場合に、第1条により収集した個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

第5条（個人情報の開示、訂正、削除）

1.申込者等は、当社、第3条に記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報が開示するよう請求することができます。(1) 当社に開示を求める場合には、個人情報の取扱いに関する条項末尾記載のお問合せ窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。また、開示手続きにつきましては、当社所定の方法（事務所の窓口での常時掲載）によってもお知らせしております。(2) 個人信用情報機関に開示・訂正・削除を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

2.万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。3.申込者等は本条第1項に基づき、自己に関する個人情報の開示を請求する場合に、開示に関わる事務手数料（1回当たり、税抜き1,000円）を当社に対して支払うことに同意します。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、申込者等が本契約の必要な記載事項（契約書面等で申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用、提供中止の申出）

本規約第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、書面にて中止の申出があった場合、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。但し、請求書等業務上必要な書類及びこれに同封される宣伝印刷物の送付に基づく提供についてはこの限りではありません。

第8条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除のお問合せ及び利用、提供中止の申出等に関しましては、末尾記載のお問合せ窓口までお願いします。

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、本規約第1条及び第3条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますがそれ以外に利用されることはありません。

第10条（勧誘）

完済後、ローン契約について勧誘を行う場合があることに同意します。

【お問合せ窓口】 株式会社オークサービス 電話 03-6831-9670

〒104-6023 東京都中央区晴海1丁目8番10号 晴海トリトンスクエアX棟23階

ホームページアドレス : <https://www.aucservice.co.jp/>

メールアドレス : info@aucservice.co.jp

登録番号 東京都知事（6）第31323号

日本貸金業協会会員第005329号

当社が契約する指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター（03-5739-3861）

アシストローン利用規約（金銭消費貸借契約及び保証契約）

第1条（契約の成立）

1.アシストローン利用規約（以下、本利用規約）に基づく金銭の貸付に係る契約（以下、本契約）は、株式会社オークサービス（以下、当社）が申込者等より申込を受付して審査承認し、申込者等が当社所定の申込書類を差し入れ、当社が契約者の指定する口座へ金員を振込した時点で成立するものとします。

2.申込者等が借用する融資額は当社の審査のうえ決定されるものとし、その審査の結果申込者等が融資を受けられない場合又は借入希望額を変更された場合、申込者等は当社に対して何ら異議を申立ないものとします。

第2条（契約内容の表示）

本契約に関する事項で次に掲げるものは、表記本契約書記載のとおりとします。

1.返済方式 2.貸付の利率 3.約定返済日 4.毎月の返済額 5 返済期間及び回数 6.最終返済日 7.返済方法 8.賠償額の予定

第3条（返済期日前の返済）

返済期日前であっても元本の全部を支払うことができるものとします。この場合、返済をする日までの利息をあわせて支払うものとします。また、申込者等が返済期日前の返済をする場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。

第4条（過入金）

申込者等が支払合計金額を超える金額を誤って振り込んだ場合、返金の際にかかる振込手数料については申込者等が負担するものとします。

第5条（契約内容の説明）

- 1.本契約に係る支払われるべき利息は後払い残債方式により、本契約書記載の利率によって次のように計算します。（円未満は切捨て1年を365日（閏年は366日）とする日割計算） $\text{残元金} \times \text{年率} \div 365 \text{ (366)} \times \text{日数}$ （日数計算は貸付日の翌日から弁済日までとします。）
- 2.返済方式は元利均等返済とし、毎月約定日ごとに約定の金額を支払い、その都度利息及び元金に充当し、所定の期間にその回数分支払うことにより完済します。
- 3.返済方法は契約者指定の金融機関口座より口座振替または、当社指定の金融機関口座への振込により返済するものとします。

第6条（遅延損害金）

申込者等が、返済金の返済を遅延したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで、又期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日より完済に至るまで残元金に対して、各々年率20.00%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。（1年を365日（閏年は366日）とする日割計算）

第7条（充当順位）

本契約に基づく弁済金が損害金・利息・元金の順に充当されることに異議ありません。

第8条（期限の利益の喪失）

- 1.申込者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当社の通知・催告がなくとも、申込者等は本利用規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額に第6条所定の遅延損害金率を乗じた損害金を付して弁済します。（1）本利用規約に基づく債務または当社に対する他の債務の返済を1回でも、または一部でも怠ったとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない利率による個別融資契約の場合においてのみ効力を有します）。（2）強制執行、担保権の実行、滞納処分、保全処分等の申立てを受けたとき。（3）一般の支払いを停止し、または債務整理のための和解、調停等の申立てをし、もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てをし、またはこれらを申し立てられたとき。（4）振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証した手形または小切手を不渡りにしたとき。（5）住所変更の届出を怠

るなど申込者等の責めに帰すべき理由で、当社に申込者等の所在が不明になったとき。

(6) 刑事上の訴追を受け、または成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人の審判を受けたとき。(7) 相続の開始があったとき。

2.申込者等に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、申込者等は当社の請求により、本利用規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。(1) 届出事項の変更を届け出なかった場合で、それが重大なものであったとき。(2) 当社に差し入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。(3) 退職、休職、転職等により申込者等の信用状態が悪化し、当社が債権を保全するために必要と認めたとき。(4) 利用状況が適当でない、または不審であると当社が判断したとき。(5) その他本利用規約の義務に違反し、当社が債権を保全するために必要と認めたとき。

2.申込者等が、暴力団員等若しくは第18条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の(1)から(5)のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込者等との取引を継続することが不適切である場合には、申込者等は当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

3.前項の規定の適用により、申込者等に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしません。また当社に損害が生じたときは、申込者等がその責任を負います。

第9条(担保)

申込者等は当社が債権保全のため必要と認めたときは、当社の請求により当社の承認する連帯保証人を立て、または担保を差し入れるものとします。車両を担保とする場合、申込者等は当該車両の車検証(写し)・売買契約書(写し)を当社に差し入れるものとします。

第10条(連帯保証)

保証人は、当社に対して申込者の本契約により生ずる一切の債務につき、この約定を承認の上、申込者と連帯して履行の責任を負うことに合意します。契約者は、当社が連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、契約者に対しても、その効力が生ずるものとすることに合意します。

第11条(保証契約の種類及び効力)

保証人が当社と締結する保証契約は、申込者と当社が締結した、あるいは、締結する金銭の貸付けに係る契約書(以下、「本契約書」という)による金銭の貸付けに係る契約に基づく債務について保証し、上記契約書に基づき申込者と連帯して保証履行の責めを負う契約(以下「本連帯保証契約」という)であり、且つ、特定債務保証契約とします。

第12条(保証の金額及び範囲)

保証の金額及び範囲は、本契約に基づく元本及び利息、遅延損害金その他主たる債務に従たるすべてのものの合計額とし、特定債務保証契約における元本は「借入額」欄のとおりとします。この場合、特定債務保証契約の元本は貸付の金額とします。

第13条（保証契約における期限の利益の喪失）

保証契約における期限の利益の喪失は、表記本契約書の記載を適用するものとします。

第14条（保証契約の解除）

連帯保証人は、本連帯保証契約を解除することができないものとします。ただし、相当の事由があつて当社が承諾した場合はその限りではないものとします。

第15条（保証の期限）

保証の期限は本契約の債務が消滅するまでとします。

第16条（保証契約に基づく債務の返済の方式、返済の方法及び返済を受ける場所並びに保証契約の賠償額の予定）

保証契約に基づく債務の返済の方式、債務の返済の方法及び返済を受ける場所並びに保証契約の賠償額の予定は、本契約書における記載を適用するものとします。

第17条（抗弁権）

民法（明治29年法律第89号）第454条の規定により、契約者と連帯して債務を負担する連帯保証人は、催告の抗弁（民法第452条）及び検索の抗弁（民法第453条）の権利を有しません。民法第452条（催告の抗弁権） 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。民法第453条（検索の抗弁権） 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。民法第454条（連帯保証の場合の特約） 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二項の権利を有しない。

第18条（反社会勢力の排除）

- 1.申込者等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明、確約します。（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。（5）役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.申込者等は、自ら又は第三者を利用して、（1）暴力的な要求行為、（2）法的な責任を超えた不当な要求行為、（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、(5) その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第19条（届出事項）

1. 申込者等が当社に届出した情報に変更があった場合、又は休・退職若しくは解雇されたり、転廃業したとき、直ちに書面等にて当社に届出をします。
2. 前項の届出を怠ったため、当社からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第20条（合意管轄）

申込者等は、当社との間で紛争が生じた場合、訴額のいかんに拘らず、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第21条（株式会社オークサービス利用規約）

以下、「当社規約」とは、本利用規約及び別紙の「個人情報取り扱いに関する規約」の事をいう。

第22条（当社規約の変更）

1. 当社は次の各号に該当する場合には、当社規約を本条第2項に定める方法により変更することができます。

(1) 変更の内容が顧客の一般の利益に適合するとき。(2) 変更の内容が当社規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 前項に基づく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定めた上で、当社規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社HPにおいてあらかじめ公表します。

3. 当社は、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社HPにおいて公表する方法により周知したうえで、当社規約の変更を行うことができます。この場合には、顧客は、当該周知の後に当社規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって当社規約が変更されます。

4. 前項に基づく規約の変更に意義がある顧客は、当社に対して解約の申し出を行う事ができ、当社はこの申し出を承諾します。但し、当社に対し債務を有している場合は、一切の債務を履行するものとします。

第23条（財産状況等の情報提供）

1. 契約者及び保証人は、本件に係る保証について保証人に委託するにあたり、契約者が保証人に対して次の各号の事項に関する情報を提供したことに付き、当社に対して表明し、これを保証します。

(1) 財産及び収支の状況。(2) 保証債務以外に負担している債務の有無ならびにその額及び履行状況。(3) 被保証債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容

- 2.契約者及び保証人は、前項の自らの表明が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に対する一切の債務を履行するとともに当社に生じた損害を賠償します。
- 3.契約者は、契約者が保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確であり、かつ不足が無いことを表明し、これを保証します。
- 4.契約者及び保証人は、前項の表明が真実でない場合は、当社の請求に応じて、直ちに、当社に対する一切の債務を履行するとともに、当社に生じた損害を賠償します。

【お問合せ窓口】 株式会社オークサービス 電話 03-6831-9670
〒104-6023 東京都中央区晴海1丁目8番10号 晴海トリトンスクエア X棟 23階
ホームページアドレス : <https://www.aucservice.co.jp/>
メールアドレス : info@aucservice.co.jp
登録番号 東京都知事(6)第31323号
日本貸金業協会会員第005329号
当社が契約する指定紛争解決機関の名称
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター (03-5739-3861)